

福岡県における30年産以降に向けた取組み

福岡県水田農業推進協議会

平成28年11月29日

1 福岡県における水田農業

1 500万県民をかかえる消費県

- 県内27万トンの米消費に17万トン生産
- 「元気つくし」などの県産米をブランド化
- JAグループでの集荷は約4割

2 二毛作で水田利用率127%

- 耕地面積に占める水田率は79%
- 温暖な気候を利用し水田利用率127%
- 「ラー麦」などを需要に応じて生産

福岡県の
すがた

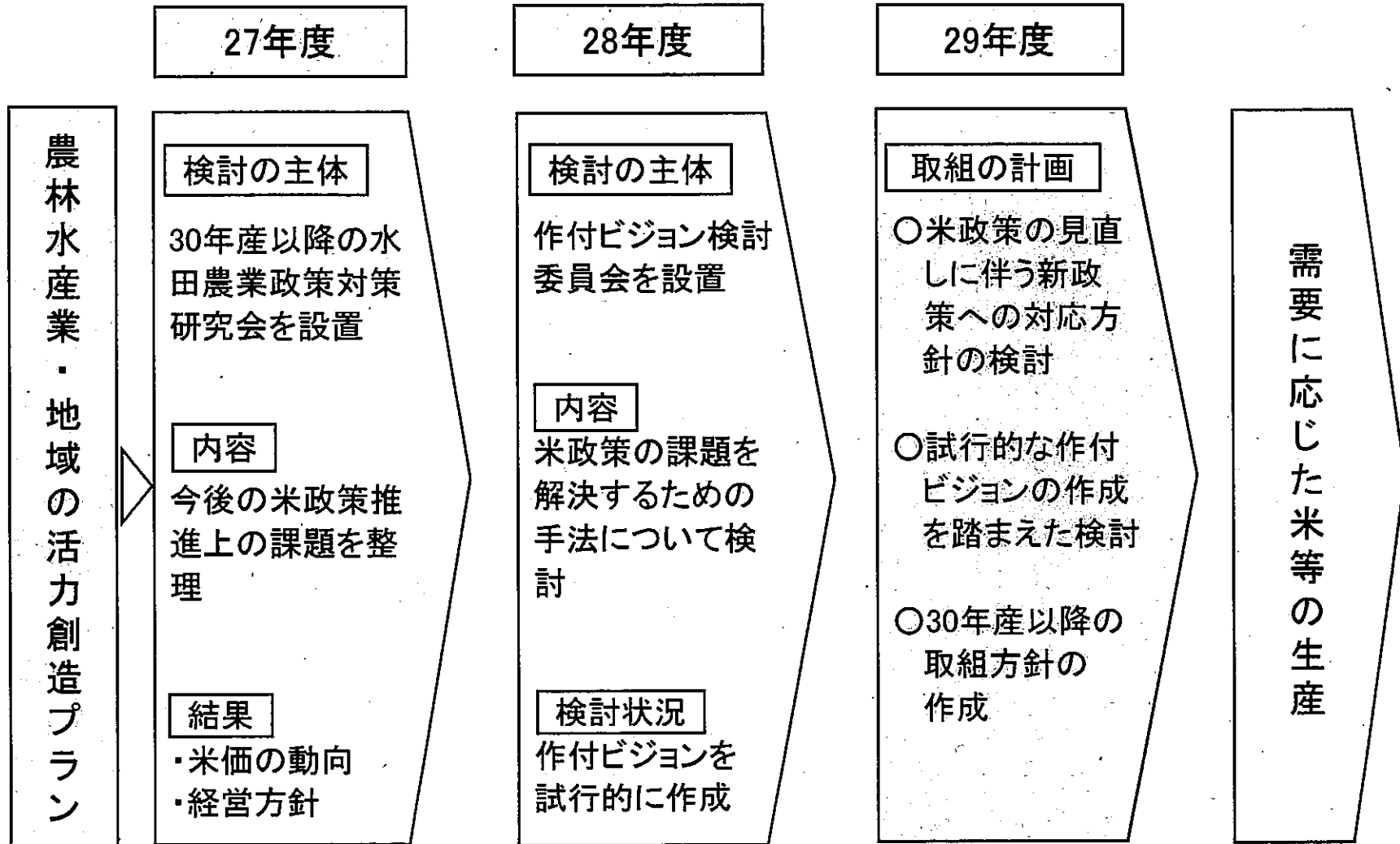
3 担い手への集積は水田の55%

- 水田の50,000haにおける担い手への集積
 - ・大規模農家の集積面積 6,530ha(13%)
 - ・集落営農組織の集積面積 20,760ha(42%)
- 法人化した集落営農組織 215法人

4 需給調整は778haの深掘り

- 水田の57%が目標面積として配分
- 28年産は生産数量目標を778ha下回る
- 大豆と合わせ、飼料用米・WCSが拡大

2 福岡県での30年産以降に向けた取組状況・計画



3 福岡県での27年度における取組み

30年産以降の水田政策対策研究会

5~12月

検討のポイント

米価の動向についての
検討手法

検討方法

第三者の視点で、専門家
による調査研究が必要

検討内容

- ①米価のこれまでの動きと今後
- ②水田経営の目指すべき方向

1月

意見交換

県内3か所

調査結果

- ①米価は当面、下がり続ける
- ②戦略作物への転換や経営規模拡大が必要

主な意見

- ・米価はもっと下がる
- ・飼料用米等は交付金単価の継続が前提

3月

研修会の内容

- ・調査結果
- ・今後の対応方向

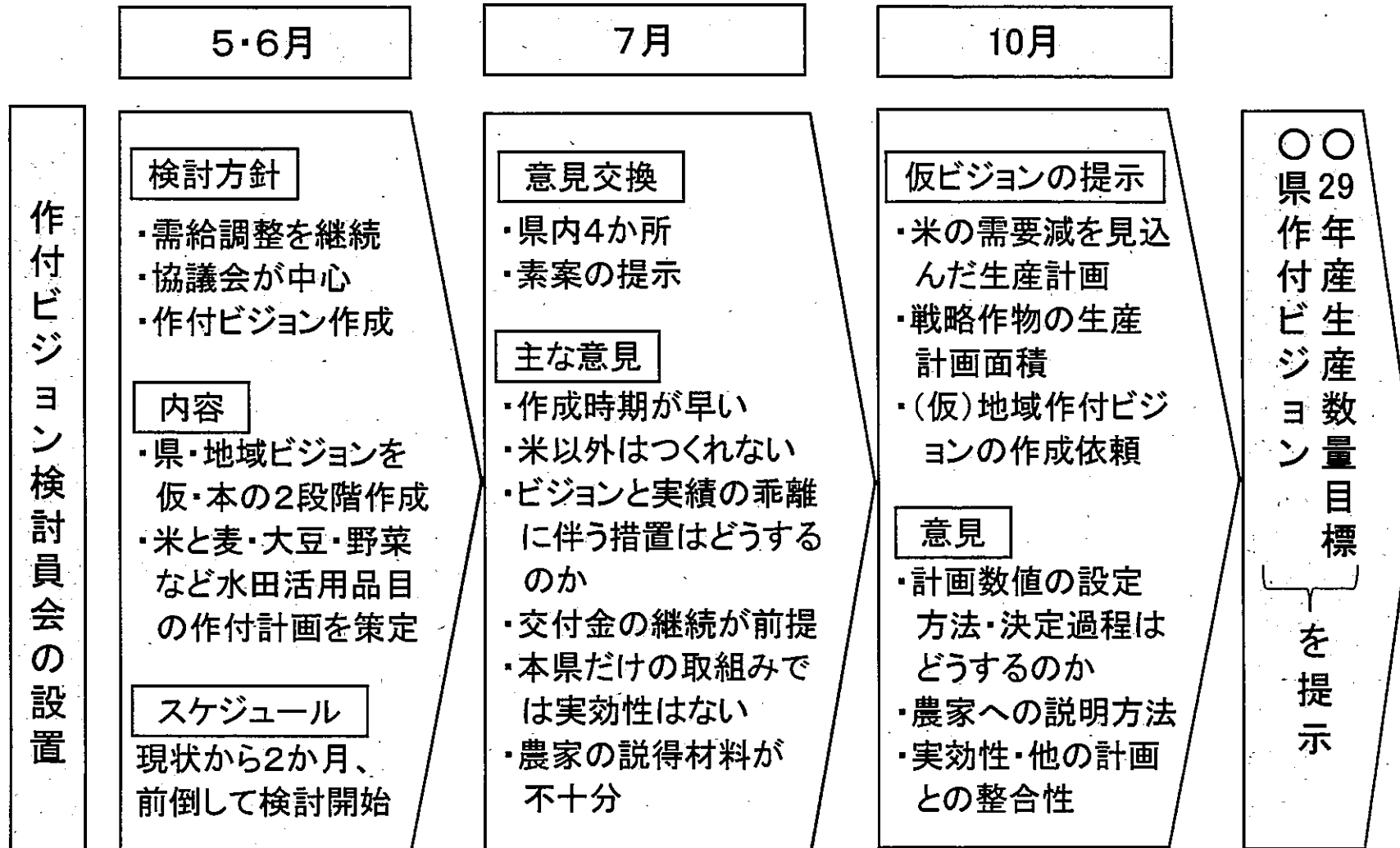
提案内容

- ①米中心の生産計画から転作物も含めた一体的計画が必要
- ②集落営農の法人化等で計画的生産を推進

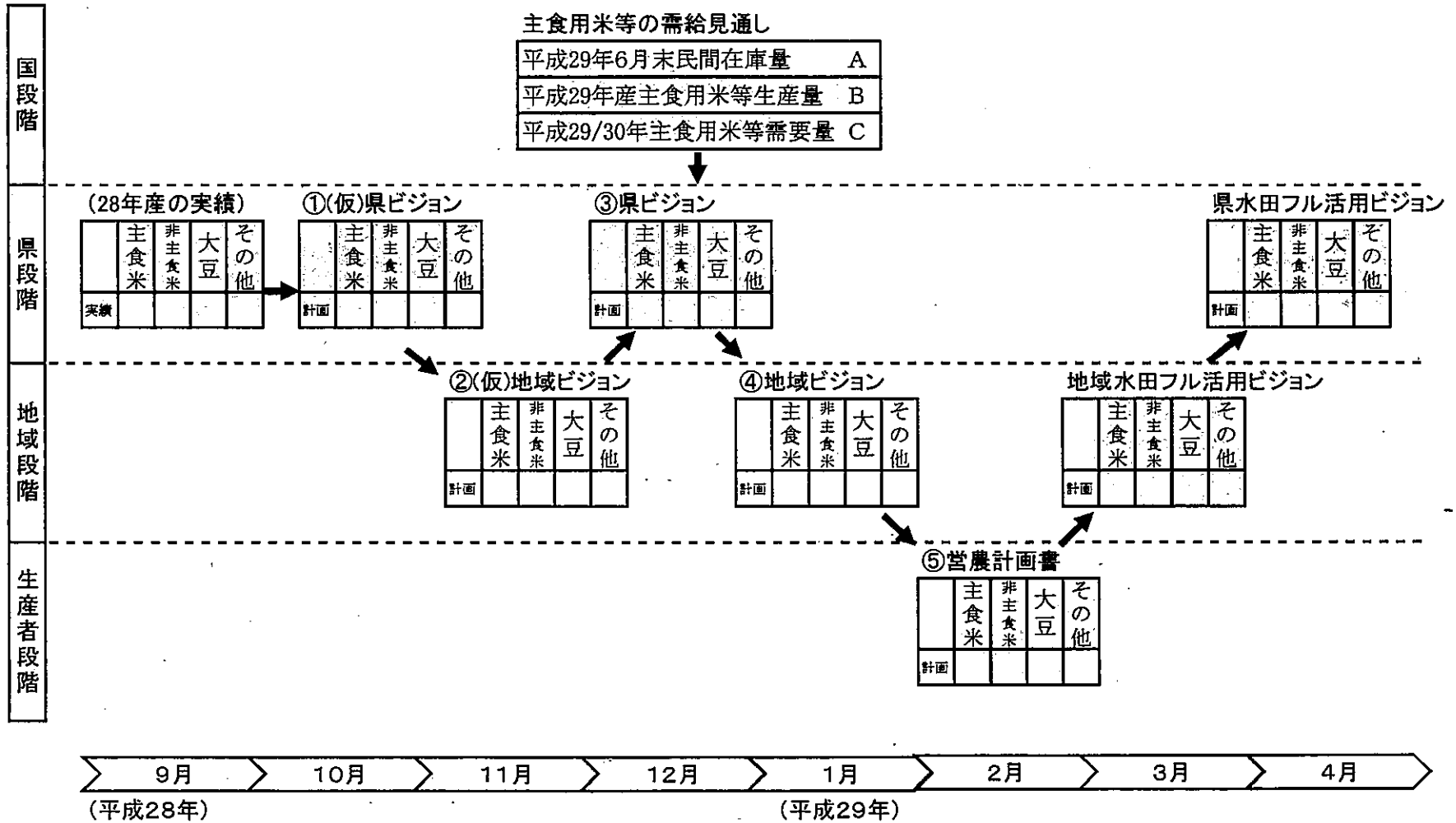
⇒作付計画(作付ビジョン)づくりが必要

アンケートの実施

4 福岡県での28年度における取組状況



5 作付ビジョン作成のスケジュール



6 (仮) 県作付ビジョン作成の考え方

(単位:ha)

<主食用米>

全国需要量の毎年8万トン減少に伴い、本県では毎年390haを減少させることを基本に作成。

<新規需要米>

土壌条件等により大豆の作付拡大が困難な地域で取組を推進。特に飼料用米は、生産・集荷・流通の条件が揃っているため、急速に拡大。

<その他作物>

園芸作物など地域振興作物の作付推進により、不作付地の改善を目指す。

		28年産	29年産	30年産	31年産	
主食用米	目標	36,178	35,788	35,399	35,009	
	実績	35,400	—	—	—	
米・戦略作物	大豆	8,440	8,700	9,000	—	
	加工用米	450	450	450	450	
	備蓄米	49	30	20	20	
	非主食用米	飼料用米	1,870	1,940	1,990	2,030
		WCS用稲	1,430	1,500	1,550	1,590
		米粉用米	100	130	130	130
		その他	20	20	20	30
	(小計)		47,759	48,558	48,559	—
	小麦	シロガネコムギ	5,550	5,550	5,500	5,500
		チクゴイズミ	5,620	5,550	5,500	5,500
ミナミノカオリ		1,770	1,800	1,800	1,800	
ラー麦		1,770	1,800	2,000	2,300	
その他		840	850	850	850	
二条大麦		はるしずく	2,780	2,750	2,850	2,850
		ほうしゅん	1,070	1,100	1,100	1,100
	はるか二条	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—		
はだか麦	—	—	—	—		
(小計)		—	—	—	—	
その他作物(夏・冬期)		11,330	10,340	10,140	—	

<大豆>

本県では、主食用米からの主たる転換作物として位置付け。平成30年産に9,000haを目指しており、計画的な作付を推進。

<麦>

温暖な西南暖地の気候を利用し、水田での二毛作体系が確立。実需の要望に応えるため、平成31年に22,500haの作付を計画。

<基本的な考え方>

主食用米の減少面積 ⇒ 大豆の拡大 + 新規需要米の取組

7 福岡県での30年産に向けた取組の課題

作付ビジョンに基づく30年産以降の取組み課題

誰が主体となるか

- 県協議会の方針と地域協議会の意向の反映
- 地域協議会における行政、集荷団体の役割分担の再検討
- 確認事務等に要する事務費・人的負担の検討

どう描くか

- 全国8万トンの需要減を基本に計画を作成
- 県民への県産米の安定供給のための生産振興計画とのバランス
- 水田活用の継続及び不作付地の拡大を未然に防止するための方策

どう実現するか

- ①農家に向説明するか
 - ・農家への理解促進のためには配分に代わるインセンティブが必要
- ②全国での実効性
 - ・米の流通に県境はなく、県・地域での取組みにも限界
 - ・需要に応じた生産への取組状況を見据えた全国的な調整機能が必要

茨城県における需要に応じた 米生産への取組について



茨城県農林水産部
茨城県農業再生協議会

平成28年産向け取組結果(総括)①

取組結果

○過剰作付の完全解消を目標に、主に飼料用米の作付拡大を推進したものの、目標未達に終わった。

	H27実績	H28実績	目標
過剰作付面積	3,800 ha	3,500 ha	0 ha
飼料用米 作付面積	7,011 ha	7,840 ha	11,800 ha

平成28年産向け取組結果(総括)②

- 主食用米の価格が回復基調
- 飼料用米については、作付面積拡大による県設定産地交付金の助成単価減少を受け、主食用品種による飼料用米転換への優位性が低下

○営農計画書提出率の低迷

- 兼業農家や作業委託している農家などと推測される営農計画書未提出者が多く存在
- こうした未提出者については、交付対象とならないことから、飼料用米への転換が困難

平成29年産向け推進の考え方①

基本方針

- 平成30年度以降，行政による配分がなくなることを踏まえ，早急に需給バランスを図ることが重要
- 平成28年度において，過剰作付の完全解消を目標に掲げたものの，目標未達となったことから，引き続き目標達成に向け推進

平成29年産向け推進の考え方②

取組内容

- (1) 多収品種の積極的な推進（9月～年内目途）
- ・種子配布計画の作成
 - ・多収品種推進用資料（リーフレット等）の作成
 - ・多収品種啓発物資（のぼり、ポスター等）の作成
 - ・種子配布の進捗状況の管理
 - ・飼料用米作付の意向把握（意向確認のためのシートの配布及び回収）
 - ・地域座談会，説明会，戸別訪問などによる推進

多収品種推進用物資

多収性・耐病性・耐倒伏性

飼料用米多収品種

「月の光」

推進用リーフレット →
(A 3版2つ折り用)

← 啓発用のぼり



知事特選品種「月の光」がオススメ!

【特1】 多収栽培より収率的に多収で、輸入米が見込める!

◆「月の光」——すぐれた3つの特徴
 ①多収性 ②耐病性 ③耐倒伏性
 ④多収性 ⑤耐病性 ⑥耐倒伏性



品種	10a収量 (kg)	10a収率 (%)	10a収量 (kg)	10a収率 (%)
月の光	101,000	101.0	101,000	101.0

【特2】 戦生などで「コシヒカリ」と作型が異なるらず、販路拡大しやすい!

品種	コシヒカリ	月の光
収量	△	○
品質	△	○

お問い合わせ先
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

来年の稲作経営に向けたご提案 多収品種の導入で稲作面積の拡大、 経営の安定化を目指しましょう!

飼料用米多収品種の導入 3つのメリット

① 10aで最大10.5万円の交付金
 多収品種の導入により、10aあたり最大10.5万円の交付金が受け取れます。

② 多収品種に取り慣れた、さらには12,000円/10aが上乗せ
 多収品種の導入により、さらには12,000円/10aの上乗せが受け取れます。

③ 作型が異なる飼料用米の作付けにより、販路拡大へ
 多収品種の導入により、作型が異なる飼料用米の作付けが可能となり、販路拡大が期待できます。

田植機1台・コンバイン1台、人手の増員なしで取り組める規模拡大!

水田経営でフルの活用

① 田植機1台 (コシヒカリ) → ② 田植機2台 (多収品種+コシヒカリ) → ③ 田植機3台 (多収品種+コシヒカリ) + 収穫機1台 (1月内)

品種	10a収量 (kg)	10a収率 (%)
コシヒカリ	101,000	101.0
月の光	101,000	101.0

作型などの品種特性を見極めて導入しよう!

品種	10a収量 (kg)	10a収率 (%)	10a収量 (kg)	10a収率 (%)
月の光	101,000	101.0	101,000	101.0

平成29年産向け推進の考え方③

取組内容

(2) 営農計画書提出率の向上（10月～）

- ・作業受委託の実態把握
- ・作業委託者への受委託契約書作成の働きかけ
- ・作業受託者への飼料用米作付推進（作期分散，
経営安定化など）

平成29年産向け推進の考え方④

取組内容

(3) 各種推進の継続実施

- ・大規模農家への戸別訪問，営農集団等との意見交換会
- ・マスコミを活用した周知，啓発
- ・シンポジウム，栽培講習会等の開催 など

平成30年産に向けた 米政策の見直しに係る取組①

基本的な考え方

- 行政による配分がなくなっても、需給バランスを確保することは重要
- 平成30年以降の需給調整の担い手となるのは、現在、飼料用米に取り組んでいる農家
- これまで飼料用米に取り組んできた農家はもとより、平成29年産に向けて、なるべく多くの飼料用米作付農家を取り込み、平成30年以降に臨むべき

平成30年産に向けた 米政策の見直しに係る取組②

これまでの主な取組

- 「新たな米政策課題検討研究会」(JA中央会)における関係機関協議(H27. 11～)
- 地域協議会向け米政策改革に関するアンケート調査の実施(H28. 9)
- 地域協議会との意見交換会の開催(H28. 11)

平成30年産に向けた 米政策の見直しに係る取組③

今後の予定

【第一段階】「対応の方向性」の検討, 提示

- ・「新たな米政策課題検討研究会」における検討内容や, 地域協議会や農業者団体等の意見等を踏まえた「対応の方向性」を年内目途にとりまとめ, 提示

【第二段階】「対応方針」の策定

- ・年明け以降, 「対応の方向性」について, 関係機関等との調整を進め, 平成30年向け種子配布時期(H29夏頃)までには, 県(再生協)としての対応方針を策定予定

平成30年産に向けた 米政策の見直しに係る取組④

主な課題

○県単位の取組みによる実効性の確保

- ・仮に生産数量目標に変わる「目安」を示し、生産者がそれに従ったとしても、価格安定の担保は不確定
(全国段階での取組, 調整が必要ではないか。)

○生産者単位への情報提供の徹底

- ・(特に本県においては) 系統外出荷者に対する情報提供

30年産以降の米政策の推進について

平成28年11月29日

秋田県 農林水産部 水田総合利用課

30年産以降の米政策に向けた取組

平成27年4月に、30年産以降の米の生産について検討するため、秋田県農業再生協議会内に、「需要に応じた米生産に関する専門部会」を設置。

国の平成30年産を目途とした生産数量目標配分の廃止等の方針に対応し、需要に応じた米生産を推進するための課題対応、今後の本県における水田農業の方向性等について検討を行い、必要に応じて県協議会に報告

需要に応じた米生産に関する専門部会の取組状況

【平成27年度】

○第1回(平成27年10月19日)

配分廃止の理解等に関するアンケート結果の報告と意見交換

○第2回(平成28年3月9日)

これまでの取組に関するアンケート結果の報告と意見交換

【平成28年度】

○第1回(平成28年7月4日)

県方針たたき台、今後のスケジュール案提示

○各ブロック別意見交換会、商系業者説明会(8~9月)

各地域協の取組状況等報告や県方針等の説明、意見交換

○第2回(10月12日)

マンスリーレポート研修会、県の方針に関するアンケート結果の報告

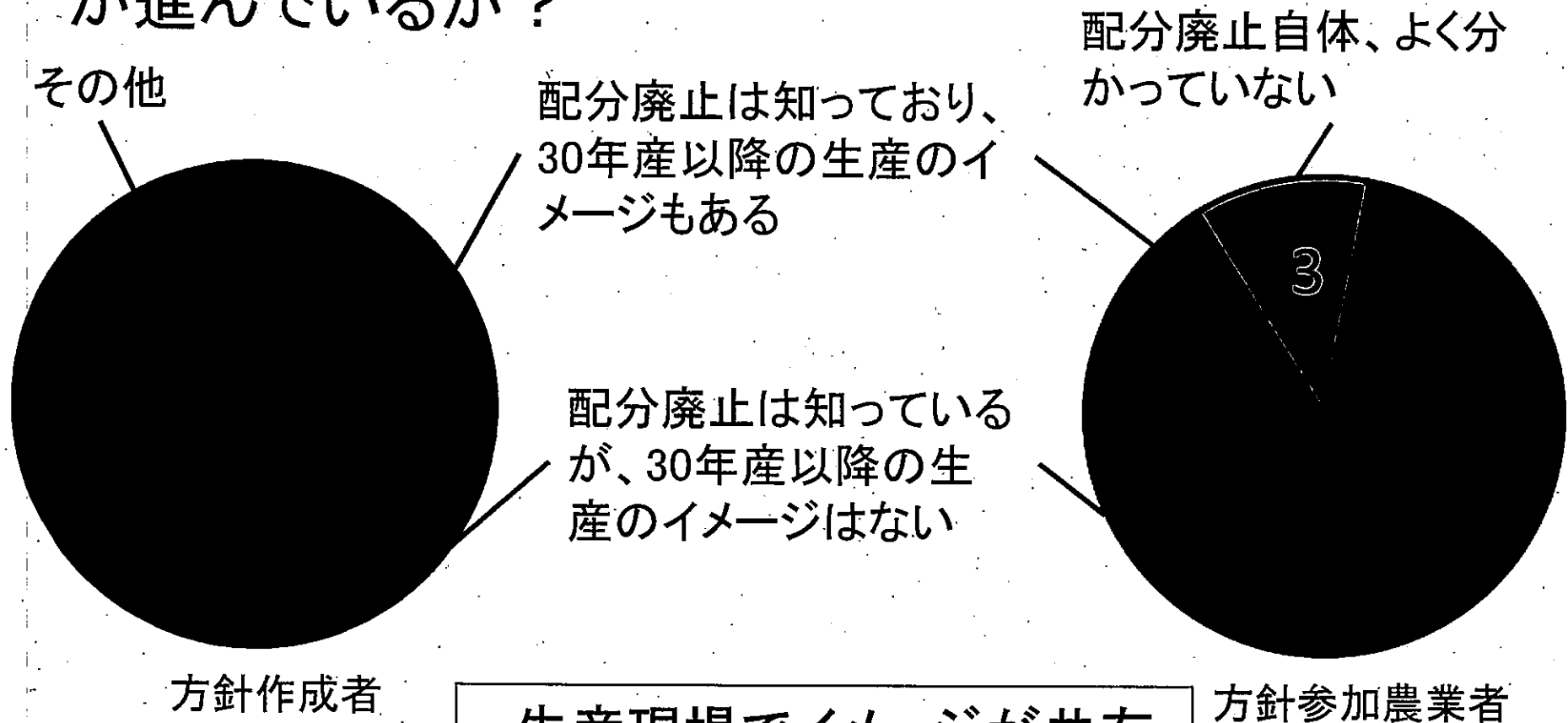
○第3回(11月24日)

県段階及び市町村段階の「生産の目安」の算定方法や考え方

※各地域再生協や方針作成者などに対するアンケート結果から

方針作成者等の理解

問 方針作成者や方針参加農業者においては、どこまで理解が進んでいるか？

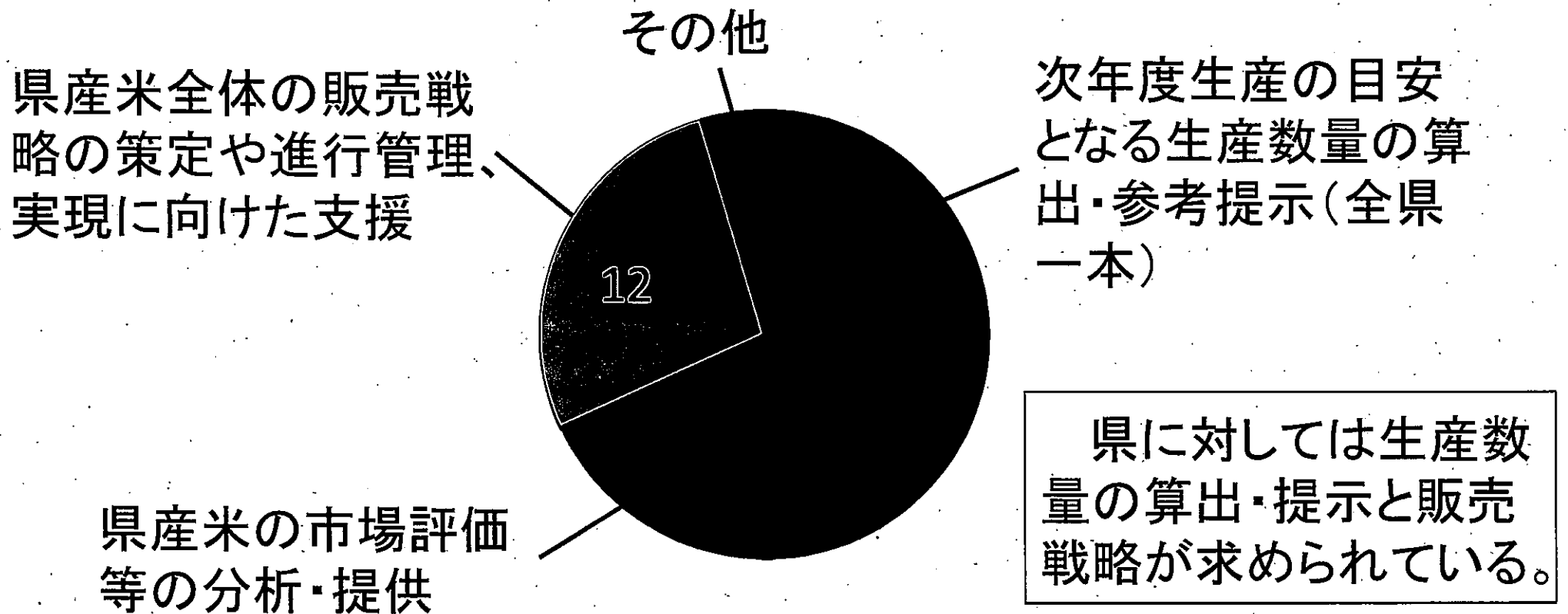


生産現場でイメージが共有
されていない。

※数字は地域再生協の回答数
全体では25協議会

県に求められる役割

問 平成30年産以降における「県」または「県協議会」の役割は？（複数回答）



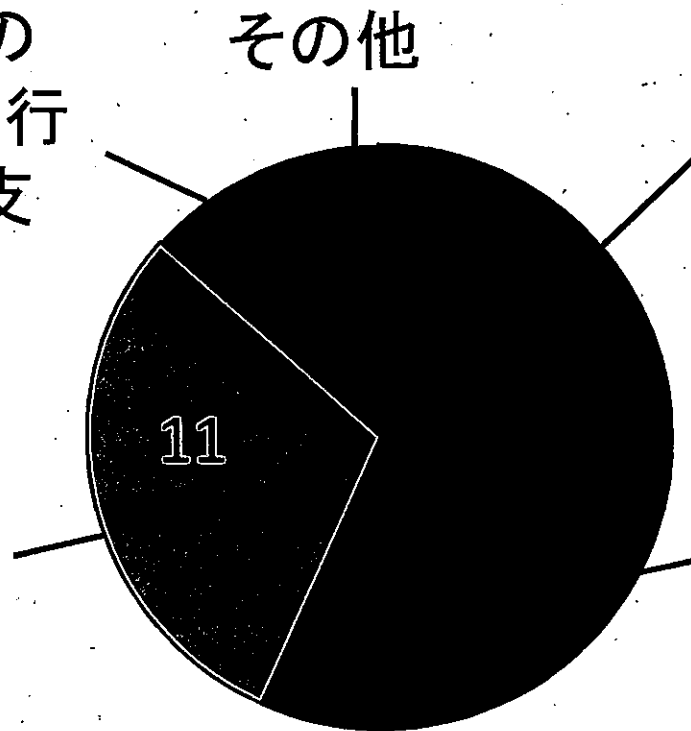
※数字は地域再生協の回答数

市町村、地域再生協の役割

問 平成30年産以降における「市町村」または「地域協議会」の役割は？（複数回答）

地域で生産される米の
販売戦略の策定や進行
管理、実現に向けた支
援

管内の方針作成者
の生産予定数量の
集計、方針作成者へ
のフィードバック



次年度生産の目安と
なる生産数量の算出・
参考提示（当該市町
村）

次年度生産の目安と
なる生産数量の算出・
参考提示（方針作成
者別）

市町村段階においては生産数量
の算出や集計が重視されている。

※数字は地域再生協の回答数

基本的な考え方

- 米の主産県として、「販売を起点とした米づくり」を推進する。

販売を起点とした米づくり:

農業者やJAを始めとした集荷業者が、市場動向や実需者ニーズに基づき、どのような種類の米をどれだけ生産するのか、自らの経営責任のもとで決定する米づくりのあり方

- 農業者・集荷業者は、売り先が確保されていない過剰生産は行わない。

売り先のない米の過剰生産は、県産米の在庫量の増加、米価下落に直結する。

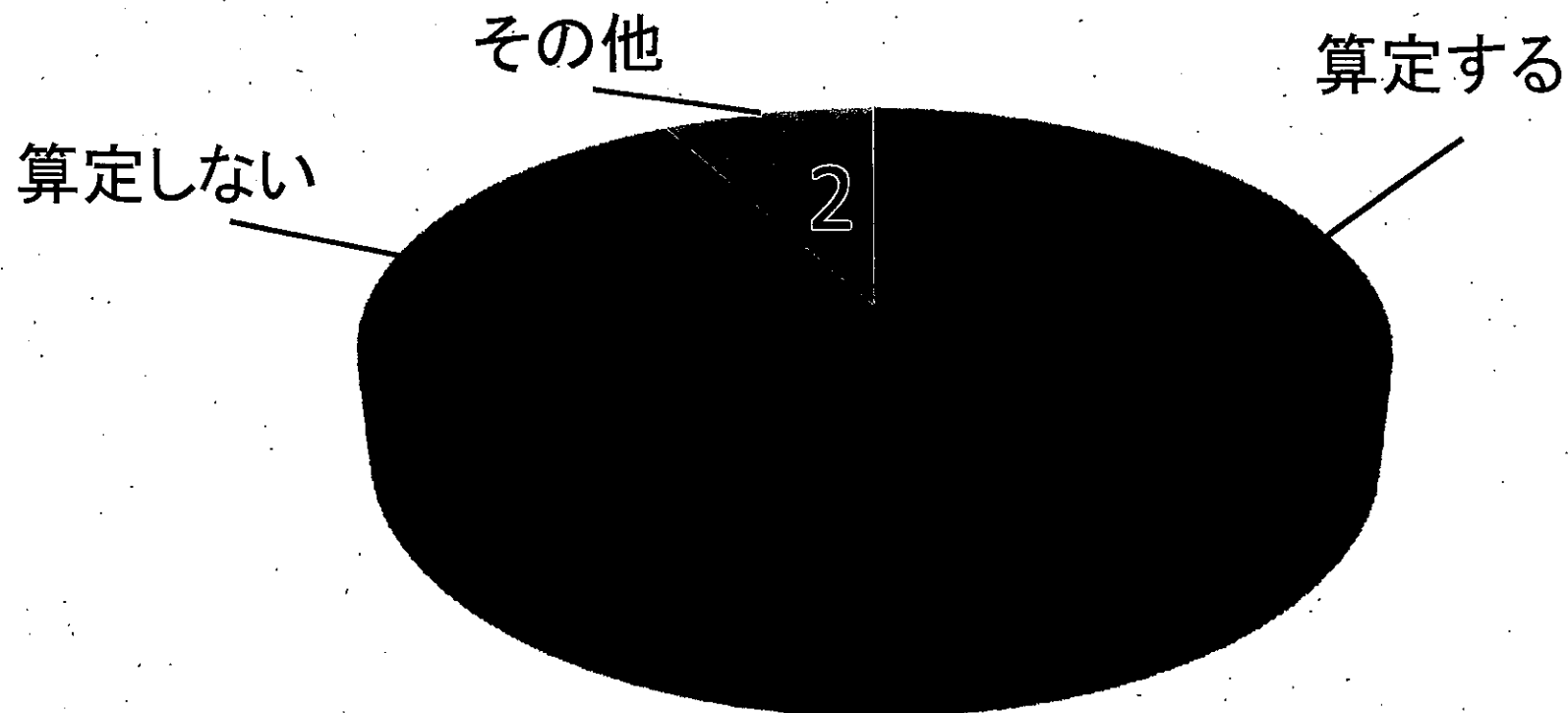
- このため、県段階(県農業再生協議会)では、当面の間、県産米需要動向を踏まえ、「生産の目安」を提示するとともに、農家や集荷業者が生産量を判断する環境づくりを進める。

数量配分など行政が生産量を管理する施策の継続は、「販売を起点とした米づくり」を阻害し、秋田米の競争力低下につながる。

- 市町村段階(市町村、集荷業者等の方針作成者)では、地域ごとに主体的に、農家や集荷業者による生産量の判断をサポートする。

市町村段階での生産数量の算定

問 市町村段階の「生産の目安」を算定するか？



半数以上の地域再生協で市町村段階の「生産の目安(生産数量)」を算出する予定。

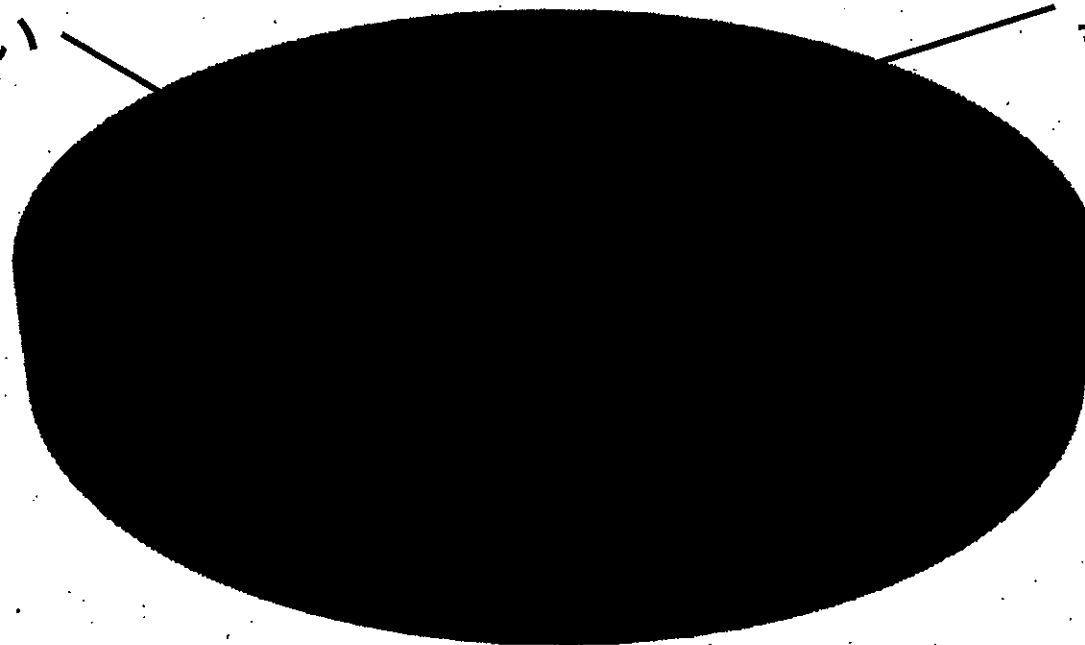
※数字は地域再生協の回答数

農家毎の生産数量の算定

問 農家個別に「生産の目安」を算定するか？

算定しない

算定する



半数以上の地域再生協で農家毎の「生産の目安(生産数量)」を算出する予定

※数字は地域再生協の回答数

各段階での取組（案）

【県（県農業再生協議会）段階】

- 配分廃止後の制度の方向性の提示
 - ・ 配分廃止後の米制度の全体像について、早期の情報提供に努める。

- 生産現場の判断のサポート
 - ・ 当面の間、全県一本の「生産の目安」の提示
 - ・ 生産現場の意識啓発（売り先の無い過剰生産を抑制、実需の確保）
 - ・ 県産米の売れ行き動向に関する情報提供や、市場情報の見方に関する研修会の開催

各段階の取組（案）

【市町村（地域農業再生協議会）段階】

- 生産現場の意識啓発（売り先のない過剰生産を抑制、実需の確保）
- 必要に応じて、市町村段階の「生産の目安」の提示
- 農家の所得向上につながる品目の産地づくりの推進

各段階の取組（案）

【生産現場（農業者、集荷業者）段階】

■集荷業者

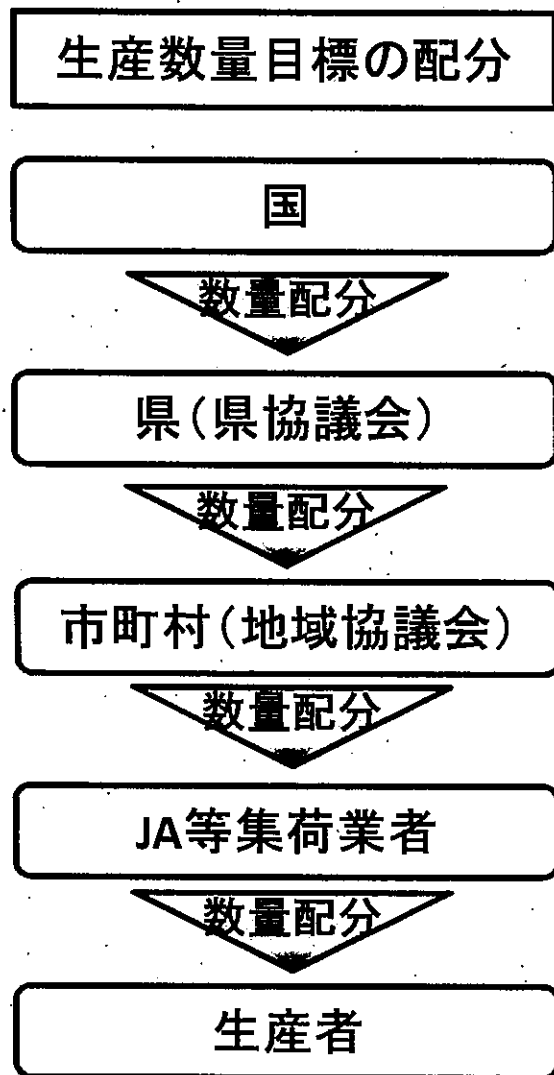
- ・ 新たな販路の開拓や契約栽培の推進など、自らの経営努力により、実需との結びつきを強化するとともに、
- ・ 確実に売り切ることができる数量の算定に努め、農業者や市町村（地域協議会）と、集荷業者段階の「生産の目安」を共有した上で、計画的な生産に取り組む。

■農業者

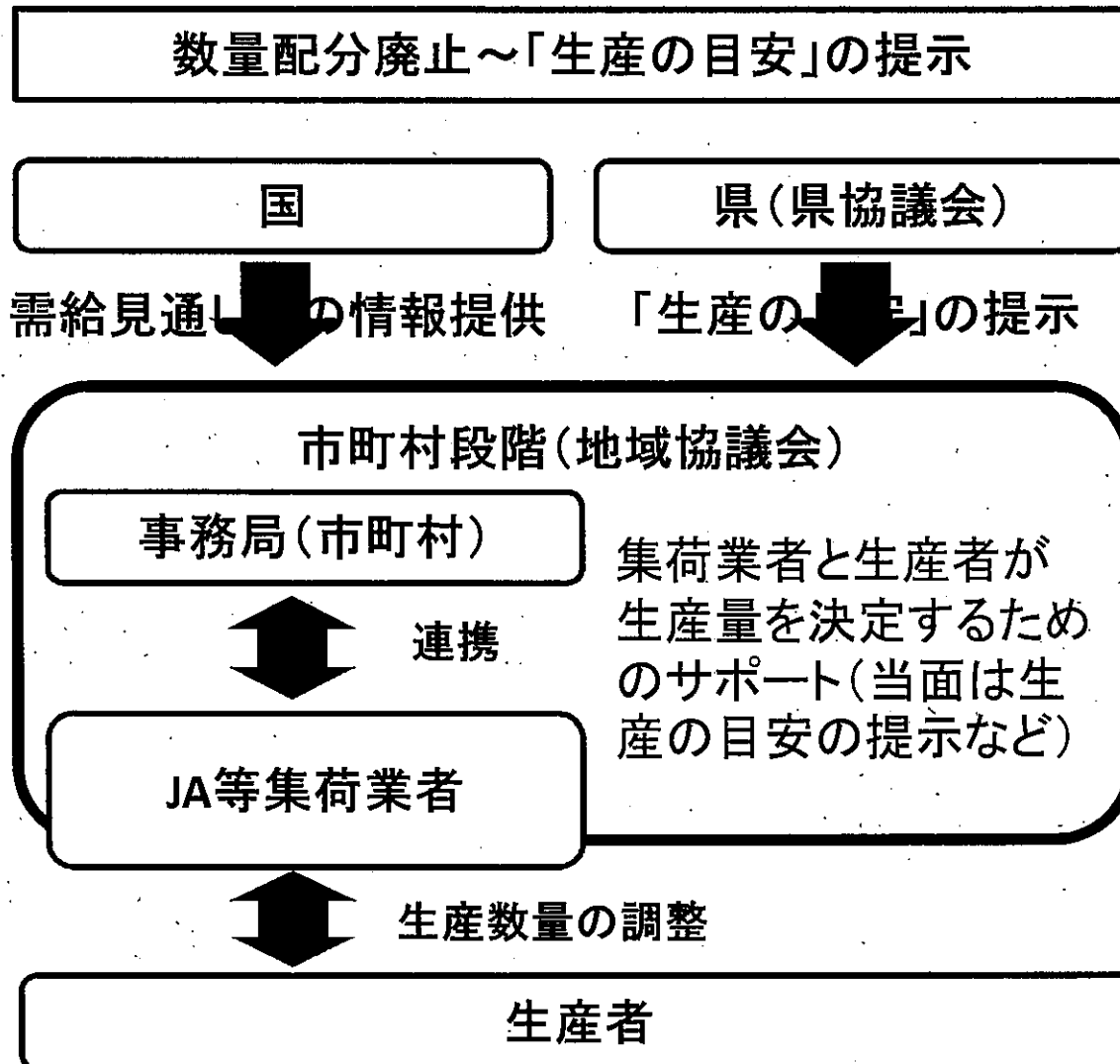
- ・ 集荷業者等から提示された販売計画に基づき、確実に売り切ることができる数量の米を生産するとともに、
- ・ 自ら販路開拓に取り組むことができる法人や意欲的な農業者においては、マーケットに対応した生産拡大・事業拡大に取り組む。

平成30年産以降の米生産フロー

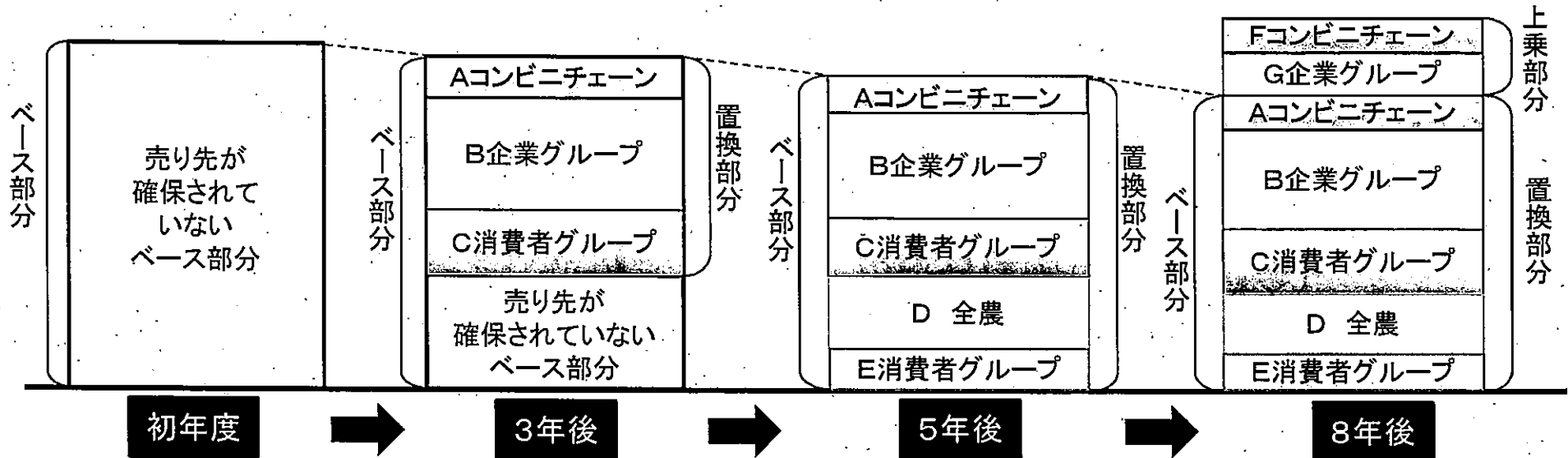
これまで



H29年(H30年産)



方針作成者段階での生産量の算定方法例



30年産以降は、当面はベースとなる数量を、実需と結びついた生産量で置き換えていくイメージ。
 すべて実需と結びついた数量となった場合は、数量を上乘せできる。

今後のスケジュール

■平成28年12月下旬

(県再生協臨時総会・市町村担当課長会議)

- ・ H29年の配分と合わせて生産の目安を試行的に提示
- ・ 農家向けの配分廃止に関する啓発チラシの作成

■平成29年2月下旬 (第4回専門部会)

課題等の洗い直しや生産の目安の算定方法の検証等

■平成29年4月以降

- ・ 専門部会の開催(4回)
- ・ 県内ブロック別説明会(1回)
- ・ 地域段階で生産の目安を算定するための研修会の開催(年2回)や秋田米情報の発行(年3回)

